

# 一緒にたたかいませんか

## 地域主権改革・独法の民営化

■「地域主権改革」、とりわけ「国の出先機関廃止」にかかわっては、2010年6月の閣議決定である「地域主権戦略大綱」、同年12月の「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」にもとづき、政府は『着々と』進めてきています。

- 2011年中に移譲対象の事務・権限・人材調整をとりまとめ法案化
- 2012年通常国会に法案提出
- 2014年中に地方へ移譲

「関西広域連合」、「九州広域行政機構（仮称）」など、地方側の受け入れ体制を含め、「地域主権戦略会議」や「アクション・プラン推進委員会」において積極的に協議を重ねています。まさに公共サービスの切り捨てと、私たち職員の雇用の危機が目前に迫っています。

一方、「独法改革」をめぐるのは、2010年12月、政府は独立行政法人改革の第一段階として、すべての独立行政法人の全事務・事業および全資産を精査するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定し、各法人および主務省に「基本方針」に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進するよう求めていました。

そうしたなか、東日本大震災の発生により中断状態になっていた行政刷新会議は、2011年9月には野田新政権のもとで再始動し、各府省および各法人におけるとりくみ状況の確認や、「事務・事業の見直し」の内容を2012年度予算概算要求等に反映されるようフォローアップを実施しています。

## 職員の身分すらどうなるかわからない

■「地域主権改革」にもとづく出先機関廃止、「独法改革」による独法の統廃合・民営化が強行されれば、国民生活の安全・安心が破壊されるとともに、地方出先機関に働く公務労働者の選別採用や解雇など、雇用破壊にもつながります。

■2010年1月、社会保険庁が解体され、その業務は「日本年金機構」へ移行しました。しかし、移行にあたっては社会保険庁職員は、一旦全員が解雇となり、新法人が新たに職員を募集し、審査のもとで採用するという方法がとられました。

## だからこそ、国土交通労働組合へ結集してほしいのです

■国土交通労組は、国土交通大臣と直接交渉することができます。労働基本権が帰ってくるなかで今後、組合員の労働条件は、当局の代表と労働組合との代表の交渉により決まっていきます。

厳しい状況をはね返して行くには、労働者の数の力による結集が何よりも大事だと考えています。労働組合の組合員が多ければ、多いほど、その力は大きくなり、要求実現への道筋は確かなものとなってきます。

■国民のための国土交通行政を確立するために、一緒にたたかいませんか。

# あなたも国土交通労組へ



## 国土交通労働組合



## 運動の発展をめざして

国土交通労働組合は、国土交通省内の労働組合の旧全建労・全運輸・全気象・全港建労働組合、海員学校職員組合・海技大学校が、2011年9月11日に「国民のための国土交通行政を確立する」ために大同団結により組織統一を果たしたもので、その構成人員は約17,000人です。

## 生活と労働条件の改善を求めて

労働組合は、一人では弱い立場の労働者が、思想や信条、宗教、支持政党などの違いを越えて、一致する要求でまとめ、その実現のために多くの仲間と連帯して、自分と家族の生活や労働条件を守り、改善していくための組織です。国土交通労働組合は、他省庁の労働組合の仲間や民間の労働者と力を合わせて、要求実現に向けて奮闘しています。具体的には賃金の引き上げや昇給・昇格制度の民主的運用、異動にともなって必要となる宿舍の整備などの改善に力を入れています。その結果、ワンルーム型の宿舍の設置など、別掲のような様々な要求が実現しました。



## 平和と民主主義を守る

労働組合は、組合員とその家族の生活を守ることに力をおいて運動しています。そのためにはまず、平和で安心して生活できる世の中を実現させることです。世界に誇る平和憲法の改悪を阻止し、平和に生きる権利を守り活かすとりくみを多くの労働組合や市民団体とともにとりくんでいます。



## 国民本位の国土交通行政をめざして



私たちは、国民のための国土交通行政を確立するたたかいを進めています。国の出先機関廃止や独法の統廃合・民営化では国民の安全・安心を守ることはできません。このことを地域で訴え、国民とともに国民のための国土交通行政の確立を求めています。

## 私たちが勝ち取ってきた要求

完全週休二日制の導入、育児休業・介護休業の導入、年休の繰越し日数10日から20日へ、災害時における特別休暇の導入、ボランティア休暇の導入、子どもの看護休暇制度導入、育児・介護休業制度の拡充、喫煙対策の指針策定、育児・介護を行う職員の早出・遅



出勤務、育児のための短時間勤務制度の施行、自己啓発等休業制度の施行、労働時間短縮（8時間から7時間45分へ）など



国公共済会

組合員は、組合が運営する国公共済会に入ることができ、病気やケガ、火災、風水害等に対し、少ない掛金で、大きな保障が受けられます。

小さな掛金 大きな保障

国公共済会

あなたの加入で大きく育ててください

☎0120-88-9031 FAX 03-3580-2885